

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和7年8月20日

支出負担行為担当官
関東農政局長 安東 隆

1 競争に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度地下水調査データ整理等業務
- (2) 履行期限 令和8年2月20日(金)
- (3) 履行場所 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県
- (4) 入札方法 入札者は入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)をもって申し込むこと。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 業務内容 別添「仕様書」による。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)における資格の種類「役務の提供等(調査・研究)」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている関東・甲信越地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格として、技術士(技術部門で「総合技術監理」、「建設」、「農業」、又は「応用理学」)を有する者であること。
- (5) 入札参加申請書等の提出期限の日から入札執行の日までの間において、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成26年10月2日付け26関総第575号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札説明書の交付場所及び期間並びに問い合わせ先

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒330-9722

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

関東農政局 農村振興部 設計課 調整係 大野

電話番号 048-740-0088

(2) 交付期間

令和7年8月20日(水)から令和7年9月4日(木)まで(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日を除く。)の午前10時から午後5時まで。

入札説明書は、電子調達システム(<https://www.geps.go.jp>)のほか上記交付場所に

において無料にて交付する。

5 入札参加申請

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加申請書を令和7年9月4日（木）午後5時までに提出すること。

（電子入札による場合）電子調達システムにより提出する。

（紙入札による場合）上記4（1）の場所に持参又は郵送する。

提出された入札参加申請書を支出負担行為担当官が審査し、その審査に合格した者を最終的に入札に参加させるものとする。

なお、審査結果については、令和7年9月12日（金）までに通知する。

6 入札執行の場所、日時及び入札書の受領期限

（1）場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

関東農政局 12階入札室

（2）開札日時

令和7年9月19日（金）午前10時00分（入札後直ちに開札を行う。）

（3）入札書受領期限

令和7年9月18日（木）午後5時

電子調達システムによる提出又は上記（1）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、持参の場合は開札日当日の持参を認める。

7 入札保証金及び契約保証金 免除

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、入札参加表明書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 契約書作成の要否 要

10 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予決令第85条による基準が適用される場合があるので、入札に参加しようとする者は、関東農政局競争契約入札心得を熟読すること。

11 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）詳細は入札説明書による。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは当局のホームページをご覧ください。

(<https://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/koukihoji/index.html>)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。